（人事院規則九―一二二の一部改正）

第七条　人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務） **第二条**　給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。 一・二　（略） （端数計算） **第三条**　給与法第十条の六第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。	（給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務） **第二条**　給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。 一・二　（略） （端数計算） **第三条**　給与法第十条の五第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） ニ　その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間 六　（略） **第六条**　前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。 一　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間 イ～ニ　（略） 二　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間 イ～ニ　（略） ホ　交流元企業（官民人事交流法第二十条に規定する交流元企業をいう。）に雇用されている者（官民人事交流法第十九条の規定により交流採用をされた者に限り、人事院の定める者を除く。） 2　前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。	（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） 2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） ニ　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間 六　（略） **第六条**　前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。 一　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間 イ～ニ　（略） 二　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間 イ～ニ　（略） （新設） 2　前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。